



保警救第17号

平成29年6月20日

国土交通省事務次官 殿

海上保安庁長官



「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

平素より海上保安業務に格段の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記につきまして、公益社団法人日本水難救済会が行います本募金活動は、海で遭難された人々の救助をボランティアで行う救助員の活動を支援することを目的として、昭和25年から周年行っているものですが、例年、7月1日から8月31日までを「青い羽根募金強調運動期間」とし、この募金活動を特に強化しているところです。

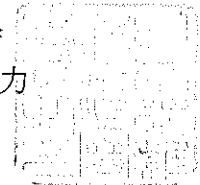
当庁におきましても、同会の水難救済事業が我が国沿岸海域における海難救助体制の一翼を担う重要なものと認識しており、趣意に賛同し、積極的に本募金活動に協力することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、趣意を御理解いただき、貴省庁及び地方支分部局並びに関係機関・団体の職員に周知していただく等、格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日水救第112号  
平成29年6月13日

海上保安庁長官  
中島 敏 殿

公益社団法人 日本水難救済会  
会 長 相 原 力



「青い羽根募金活動」へのご協力のお願いについて

謹啓 初夏の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴庁におかれましては、平素から本会の事業の推進について格別のご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の海難の状況は、漁船海難に加えレジャー活動に伴う海難が多発しており、かつ、小型船舶による事故が全体の7割を超え、これら船舶事故の約9割は陸岸から12海里未満で発生していることから、沿岸部における救助体制の強化を官民一体となって効率的に推進することが求められています。

また、最近では、日本各地で甚大な被害を及ぼした異常気象等による自然災害も散発していることから、臨海地域や沿岸海域における災害救援体制の充実強化に寄せる地域の期待は大きいものがあります。

このような状況の中で、沿岸海域における国や地方自治体の公的な救助体制を補完する役割を担っている本会としては、より活発な水難救済事業を展開するため、貴庁のご指導の下、救難拠点の空白海域における救難所・同支所の整備強化を推進しており、平成28年度末では1,318カ所（前年度比+1）の救難所・支所が整備され、また、救難所員も約5万2千名と、沿岸部における海難救助体制は着実に整いつつあります。

これら組織による水難救済事業に支障を来たすことのないように救助資器材等の整備維持管理を充実するとともに、さらに体制の充実・強化を図らなければなりません。

このためには更なる資金の確保が急務であり、本会では、本年度も周年を通じて青い羽根募金活動を進め、特に7及び8月を「青い羽根募金強調運動期間」として全国的に活動を展開し、例年にも増して募金活動を強力に推し進め資金造成に努めることとしております。

つきましては、この事業の実施にあたりまして、誠に勝手ながら本年度も貴庁の絶大なご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬白



## 青い羽根募金事業趣意書

海で遭難した人々の救助を行うボランティア活動を支援する団体、それが公益社団法人日本水難救済会（マリンレスキュージャパン）です。

明治22年設立以来128年の間に救助した人命は196,592人、救助した船舶は40,020隻を数えています。（平成28年末現在）。

現在、全国津々浦々に設置された合計1,318ヶ所の救難所・支所に所属しているボランティア救助員約5万2千人は、漁業や会社員などの職業を持った方々で、海難救助に向かう時は、身を危険にさらしながら人命救助を行っています。

公益社団法人日本水難救済会はこのようなボランティアを支援して、海の犠牲者ゼロを目指して活動を続けている団体です。

海難救助は、厳しい条件の中で行われるため、安全かつ迅速な救助活動を行うことができるよう救助員は、常日頃から組織的な訓練を行うとともに、ライフジャケット、ロープ等の救助資機材の整備も必要です。さらに、救助船の燃料等も必要となります。

このため日本水難救済会は、その活動資金を確保するため毎年、青い羽根募金活動を行い、広く国民の皆様からのご寄附をお願いしております。

いただいた寄附金は部外の有識者にも参画いただいている運営協議会の審議を経て、計画的かつ有意義に活用されています。

青い羽根募金活動は周年行われていますが、本年も7月17日「海の日」を中心に7、8月を強調運動期間として全国的に募金活動を展開いたします。

海の犠牲者の皆無を目指して活動している公益社団法人日本水難救済会の事業に深いご理解とご支援をお願い致します。

なお、公益社団法人日本水難救済会は、所得税法及び法人税法に基づく「特定公益増進法人」であることから、青い羽根募金は、個人では所得控除又は寄附金特別控除（税額控除）が、また、法人では損金算入が認められます。



青い羽根 生命を守るその一本

公益社団法人 日本水難救済会  
会長 相原





## 「青い羽根募金」へのご協力をお願い

公益社団法人 日本水難救済会

会長 相原 力



謹啓 梅雨の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から本会の運営並びに事業に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、本会は、島国・日本の沿岸海域における民間ボランティアによる捜索救助活動を支援する公益社団法人です。今から128年前の1889（明治22）年に発足した大日本帝国水難救済会を前身とし、同時期に発足した日本赤十字社と共に日本の社会奉仕を標榜する民間ボランティア団体の草分け的な存在であり、海の水難救済活動の分野において長い歴史と伝統、そして輝かしい実績を誇っています。

日本は小さな島国とはいえ、その海岸線の長さは世界第6位の約3万5千kmという長大なもので、地球1周約4万kmの85%にも達します。このため、海の事故に対する救助救護活動は、戦前は国家機関である旧日本海軍と国家警察（水上警察）が担い、戦後は新たに設立され又は再編された海上保安庁や警察・消防に代表される国や地方自治体の機関が担っていますが、こうした公的な救難体制だけでは迅速的確な捜索救助活動を行うにも十分ではありません。

そこで、沿岸海域における海上保安庁や警察・消防等による公的な救難体制を補完する役割を担っているのが民間のボランティア救助員の皆さんです。

日本の臨海道府県には現在40の地方水難救済会が設立されておりますが、それらの傘下の救難所やその支所が全国津々浦々に合計1,300か所余り設置されており、総勢約5万2千人のボランティア救助員が所属しています。これらの救難所等に所属するボランティア救助員は、海上保安庁や警察・消防から船舶の遭難や海浜事故等の一報と出動要請を受けたときは、昼夜を問わず、直ちに生業を投げ打ってでも捜索救助に馳せ参じる体制を執っています。まさに“海の消防団員”のような存在です。しかし、陸の消防団は制度化された国や地方自治体による公的な財政支援を受けて運営される公的組織ですし、消防団員もボランティアとはいえ、非常勤の特別職地方公務員の身分を有していますが、これに対し、地方水難救済会のほとんどはそのような公的支援を受けていませんし、ボランティア救助員も公的身分を有していない、純粋な民間ボランティアです。

こうしたボランティア救助員の主力は、今も昔も救助船として活用できる漁船を保有する漁業関係者ですが、最近ではマリンレジャーの普及活発化に伴い、マリーナやダイビング・ショップ等のマリンレジャー関係者、そしてライフセーバー等の参画も徐々に拡大傾向にあります。

戦前戦後を通じてこれまでの128年間にボランティア救助員が救助した人命と船舶は、それぞれ約19万6,600人と約4万隻近くに上っています。

また、平成28年の実績だけを見ましても、延べ3千人以上のボランティア救助員が約1,100隻の救助船を使って326件の海の事故に出動し、423人の人命と136隻の船舶を救助しています。特に、これらのボランティア救助員が出動した海の事故の6割近くが、海水浴をはじめ、釣り、クルージング、サーフィン、ダイビング等のマリレジャーを楽しむ一般市民に関係しているものと見られています。このことから、全国の津々浦々で昼夜を分かたず献身的に救助活動に勤しんでいるボランティア救助員が、海運や漁業に携わっている船員その他の海事・漁業関係者のみならず、マリレジャーを楽しむ一般市民にとっても身近な頼もしい存在であることがご理解いただけるのではないかと思います。

しかし、民間のボランティア活動とはいえ、時として荒天暗夜を衝いて実施することもある海上での捜索救助活動を安全かつ的確に遂行するには、日頃から訓練を疎かにすることはできません。また、各種の救難用資器材の整備やその保守管理も重要ですし、捜索救助に使用する救助船の燃料費等も必要になります。このため、本会では、これらの必要経費を確保するとともに、できるだけボランティア救助員の経済的負担の軽減を図るため、海上保安庁をはじめ国土交通省、消防庁、水産庁の後援並びに海事・漁業関係団体等の協賛を得て、全国の地方水難救済会と連携し、「青い羽根募金」と銘打って、広くご寄附を募っています。特に、毎年「海の日」を中心に7月及び8月を「青い羽根募金強調運動期間」とし、総理大臣をはじめ全閣僚に“青い羽根”を着用して頂く等のご協力を得て、重点的な募金活動を全国的に展開しており、本年も例年どおり、7月及び8月に重点的な募金活動を全国的に実施することとしております。その際に、本年は特に一般市民に対して募金への理解と協力をアピールして参りたいと考えています。

つきましては、貴省におかれましても、何卒上記の趣旨をご理解の上、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この募金活動は、国土交通省主催の「海の月間」における全国行事の一環として位置づけられておりますことを申し添えます。

末筆になりましたが、貴省のますますのご発展を祈念申し上げます。

敬白

好きです 海が 守ります あなたを **青い羽根**





# 青い羽根募金

## 青い羽根募金とは

青い羽根募金は、海で遭難した人々の救助を行うための民間ボランティア団体である「公益社団法人日本水難救済会」に所属する約5万2千人の救助員の活動を支援することを目的として昭和25年から行なわれており、海難救助活動に必要なライフジャケットやロープ等の救助資器材の購入や救助船の燃料費、救助訓練に必要な資金に使用されています。

平成28年度の青い羽根募金総額は89,693,126円

## 青い羽根募金の活動

### 各地での募金活動

青い羽根募金活動は周年実施されており、全国40ヶ所の地方水難救済会と協力して、全国的な運動を展開しています。

### 青い羽根募金支援自動販売機の設置

飲み物を購入すると、売上金の一部が青い羽根募金に還元される自動販売機の設置の拡大を図っています。

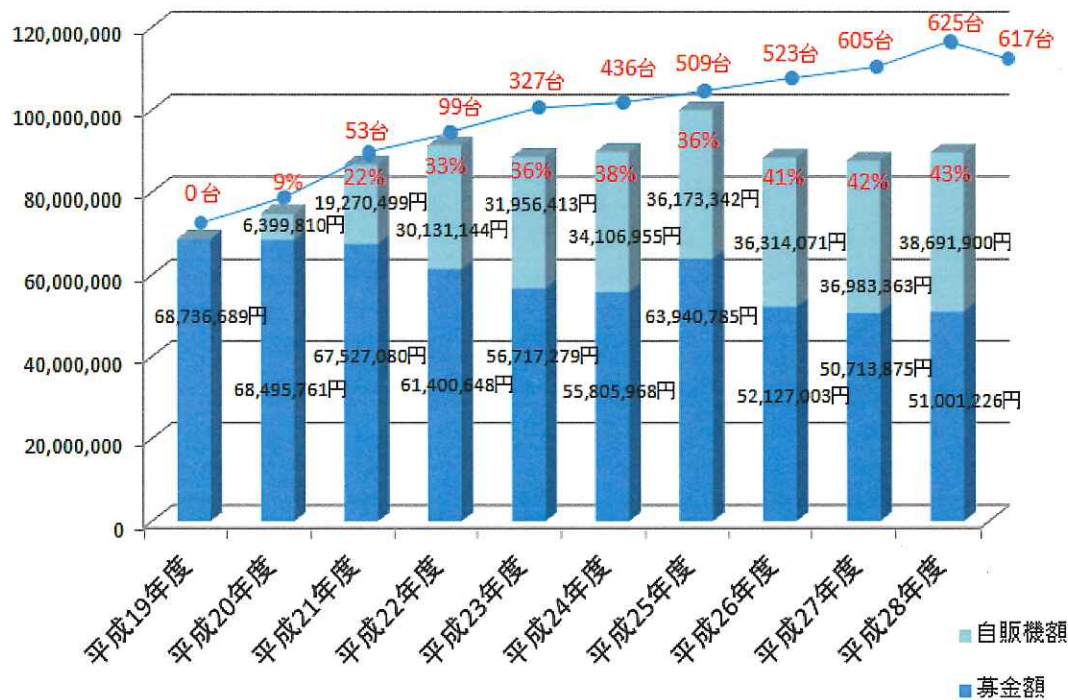


青い羽根募金強調運動期間:7月1日~8月31日

青い羽根一斉着用キャンペーン:7月1日~20日

# 青い羽根募金の推移と平成28年度の使用実績

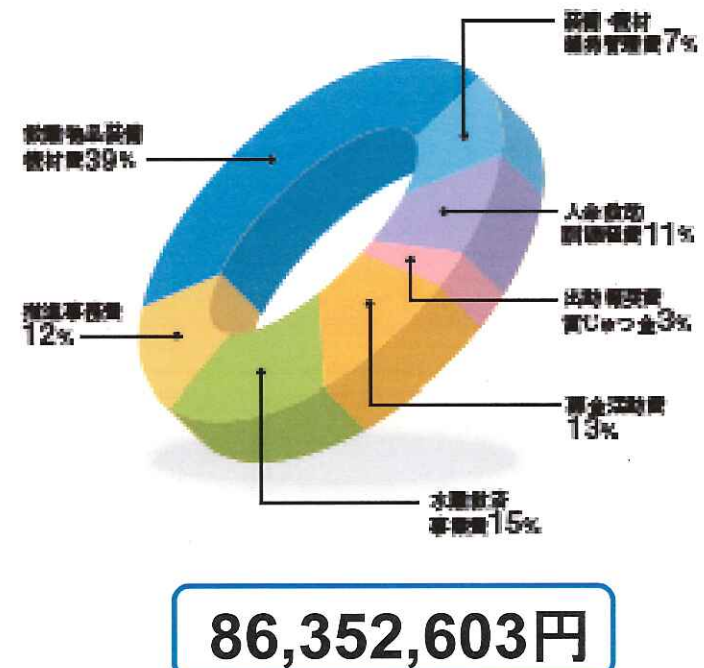
■ 青い羽根募金の推移



全国の青い羽根募金支援自動販売機の設置数は、平成28年度末現在617台です。

この支援自動販売機は、売上の概ね20パーセントが設置した各水難救済会へ寄附されるシステムになっており、各地方水難救済会の財政基盤の強化策として非常に有効であると同時に支援自動販売機の設置により、広く市民の目に触れ、水難救済会のPRにも有効であることから、引き続き全国的に設置拡大に努めております。

■ 平成28年度 青い羽募金の使用実績



**86,352,603円**

- 救難物品装備機材費：携帯用発電機、ヘルメット購入費等
- 装備・機材維持管理費：ガソリンポンプ分解手入費等
- 人命救助訓練経費：訓練奨励金、燃料費等
- 募金活動費：青い羽根、ポスター作成費等
- 水難救済事業費：支援自販機電気代、通信運搬費等
- 推進事務費：人件費、消耗費等